



鳥取県公報

平成12年2月22日(火)

第7156号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-------|--------------------------|---|
| ◇ 規 則 | 行政書士法施行細則の一部を改正する規則（総務課） | 1 |
| ◇ 告 示 | 青少年に有害な図書類の指定（女性青少年課） | 3 |
| | 県道の区域の変更（道路課） | 4 |
| | 県道の供用の開始（〃） | 5 |
| | 鳥取県政府調達苦情処理要領（審査課） | 5 |
| ◇ 公 告 | 土地収用法による使用の裁決手続の開始（管理課） | 8 |
| | 土地収用法による審理の開始（〃） | 9 |

— 公布された規則のあらまし —

◇行政書士法施行細則の一部を改正する規則

- 1 行政書士試験の受験資格の認定手続を廃止することとした。（第1条関係）
- 2 行政書士試験の施行に関する事務を行う指定試験機関の事務所の立入検査を行う職員が携帯する身分証明書の様式を定めることとした。（新第7条、新様式第4号関係）
- 3 行政書士試験の施行に関する自治大臣の定めに規定された事項を削る等所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削り、第3条中「行政書士試験」を「知事が行う行政書士試験」に、「様式第4号」を「様式第1号」に改め、「受験資格を有することを証明する書面及び」を削り、同条を第2条とする。

第4条を削り、第5条中「行政書士試験」を「知事は、行政書士試験」に、「その氏名」を「その氏名」に改め、同条を第3条とする。

第6条の見出しを「(合格証明書の交付)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を削り、「き損した」を「損傷した」に、「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「様式第6号」を「様式第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(合格証の返納)

第5条 行政書士試験に関して不正の行為を行ったことにより合格の取消しを受けた者は、直ちに合格証を知事に返納しなければならない。

第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条の見出しを「(身分を示す証明書等)」に改め、同条中「法」を「法第4条の12第3項の証明書及び法」に、「様式第7号」を「様式第4号」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「府令」という。）第15条の定例報告」を「法第17条第1項の報告」に改め、同条第2項中「府令第15条」を「法第17条第1項」に改め、同条を第8条とする。

様式第1号から様式第3号までを削り、様式第4号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、「第3条の」を「第2条の」に改め、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類 写真（出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0センチメートル、横4.0センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入したもの）

様式第4号を様式第1号とし、様式第5号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「第6条第2項」を「第4条第1項」に、「き損」を「損傷」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第6号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第7号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式の(表)中「第13条第1項」を「第4条の12第2項又は第13条第1項」に改め、同様式の(裏)を次のように改める。

(裏)

行政書士法（抜粋）

(報告の徴収及び立入検査)

第4条の12

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第13条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第7号を様式第4号とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第91号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年12月鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 指定番号 | 種 別 | 図 書 類 | | |
|------|-----------|---|-------------------|-------------------|
| | | 題名及び号数 | 発行記号等 | 表示された発行所名 |
| 6371 | 雑誌その他の刊行物 | JUNKSHOP VOL. 29 1999 10月号 | 雑誌コード 05109-10 | 株式会社 心交社 |
| 6372 | 〃 | セーラー白書 VOL. 4 | 雑誌 63422-41 | 株式会社 晋遊舎 |
| 6373 | 〃 | NG エヌ・ジー 3月号 VOL. 15 | 雑誌コード 11985-3 | 有限会社 セントラル出版 |
| 6374 | 〃 | やっぱ人妻でちゅ!! NG 3月号増刊 | 雑誌コード 11986-03 | 有限会社 セントラル出版 |
| 6375 | 〃 | 緊縛PLESSプレス Vol. 2 | 雑誌 68458-63 | 大洋図書 |
| 6376 | 〃 | 制服 超LOVE娘 Vol. 3 GAL'Sシャワー 7月号増刊 | 雑誌 12856-7 | 株式会社 大洋書房 |
| 6377 | 〃 | オレンジ通信 1999 12 No. 216 | 雑誌 02189-12 | 株式会社 東京三世社 |
| 6378 | 〃 | ギャルソン 9 VOL. 21 スパイマスター 2・7月号増刊 | 雑誌 05390-7 | 株式会社 トーホー書院 |
| 6379 | 〃 | ギャルソン 9 VOL. 23 スパイマスター 2・9月号増刊 | 雑誌 05390-9 | 株式会社 トーホー書院 |
| 6380 | 〃 | プッチモミDX 制服少女陵辱写真集 | なし | ピストン出版 |
| 6381 | 〃 | MPEG王 Volume1 | 雑誌 08280-9 | 株式会社 ビデオ出版 |
| 6382 | 〃 | やるCAN YARUキャン OCT 10 VOLUME2 | 雑誌 08833-10 | 株式会社 ビデオ出版 |
| 6383 | 〃 | ageru 1999. 10 volume01 素人娘でーた10月号増刊 | 雑誌 04502-10 | 平和出版 株式会社 |
| 6384 | 〃 | マガジンBang 1999 12 | 雑誌 18385-12 | 株式会社 マガジン・マガジン |
| 6385 | 〃 | 天然少女むちゃ11月号 VOL. 19 | 雑誌コード 08577-11 | 雄出版 株式会社 |

| | | | | |
|------|-------|---------------------------|-------------------|----------------|
| 6386 | 〃 | トキメキDcup学園 11月号 | 雑誌コード 16673-11 | 株式会社 ラン出版 |
| 6387 | 〃 | 露出シャワー 12月号 VOL. 20 | 雑誌 09743-12 | 株式会社 ラン出版 |
| 6388 | 録画テープ | おしめり手帖 13 | KIN-02 | 株式会社 金科玉条 |
| 6389 | 〃 | ミニスカ・サイクリング2 | KIN-10 | 株式会社 金科玉条 |
| 6390 | 〃 | 集団痴漢コレクション6 | CLO-09 | 株式会社 クロス |
| 6391 | 〃 | 女子校生ストリッパーズ4 | JAP-04 | 株式会社 ジャパネスク |
| 6392 | 〃 | 犯された見習い美容師 | ROA-02 | 株式会社 露悪 |
| 6393 | 〃 | Urecco リサのおしごと | なし | 不明 |
| 6394 | 〃 | 女子校生 激ウスシリーズ 制服クラブ 詩織③ | なし | 不明 |
| 6395 | 〃 | 女子校生 激ウスシリーズ 制服クラブ ナオ① | なし | 不明 |

鳥取県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年2月22日から2週間鳥取県土木道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 区間 | 変更前後列 | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) |
|-------|--|-------|-------------|-------------|
| 本山伯太線 | 日野郡日南町印賀字大原下モノ堀り257-1 地先から同町印賀字七通り田1228-1 地先まで | 変更前 | 7.7~22.5 | 1,486.0 |
| | | 変更後 | 10.2~92.6 | 1,306.0 |
| | 日野郡日南町印賀字七通り田1228-1 地先から同字1225-1 地先まで | 変更前 | 10.0~11.5 | 27.0 |
| | | 変更後 | 16.0~16.8 | 27.0 |

| 路線名 | 変更前後列 | 区間 | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) |
|--------|-------|--|-------------|-------------|
| 阿毘縁菅沢線 | 変更前 | 日野郡日南町印賀字宮ノ上ミ1485-1地先から同町印賀字山崎1231-2地先まで | 9.0~37.0 | 805.0 |
| | | 日野郡日南町印賀字宮ノ前井出上エ1431地先から同町印賀字山崎1223地先まで | 5.9~18.5 | 869.0 |
| | 変更後 | 日野郡日南町印賀字宮ノ上ミ1485-1地先から同町印賀字山崎1231-2地先まで | 9.0~37.0 | 805.0 |
| | | 日野郡日南町印賀字山崎1231-2地先から同町印賀字大原下モノ堀リ259-1地先まで | 7.7~36.5 | 1,484.0 |
| | 変更後 | 日野郡日南町印賀字山崎1231-2地先から同町印賀字大原下モノ堀リ259-1地先まで | 10.2~92.6 | 1,304.0 |
| | | 日野郡日南町印賀字山崎1231-2地先から同町印賀字大原中倉220-39地先まで | 8.2~22.0 | 735.0 |
| 印賀横田線 | 変更前 | 日野郡日南町印賀字横見道上エ1190-1地先から同町印賀字宮ノ下モ1493地先まで | 5.9~19.0 | 795.0 |
| | 変更後 | 日野郡日南町印賀字山崎1223地先から同町印賀字宮ノ下モ1493地先まで | 9.0~37.0 | 772.0 |

鳥取県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年2月22日から2週間鳥取県土木道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|--------|--|------------|
| 阿毘縁菅沢線 | 日野郡日南町印賀字山崎1231-2地先から同町印賀字大原下モノ堀リ259-1地先まで | 平成12年2月22日 |
| | 日野郡日南町印賀字山崎1231-2地先から同町印賀字大原中倉220-39地先まで | 〃 |
| 本山伯太線 | 日野郡日南町印賀字七通り田1228-1地先から同字1225-1地先まで | 〃 |

鳥取県告示第94号

次のとおり鳥取県政府調達苦情処理要領を定めたので、告示する。

平成12年2月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県政府調達苦情処理要領

(目的)

第1条 この要領は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号) 第4条に規定する特定調達契約(以下「特定調達契約」という。)に関し、供給者(特定調達契約により調達する物品等又は特定役務の調達の相手方又は相手方となることが可能であった者をいう。以下同じ。)からの苦情について、鳥取県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)が処理するために必要な手続等を定め、苦情の迅速かつ公平な処理を図ることを目的とする。

(苦情の申立て)

第2条 供給者は、特定調達契約が1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)に違反すると認めるときは、その事実を知った日の翌日から起算して10日以内に、文書により委員会に苦情を申し立てることができる。

2 前項の申立ては、いつでも取り下げができる。

(苦情の却下)

第3条 委員会は、前条第1項の文書(以下「苦情申立書」という。)の提出を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該提出を受けた日の翌日から起算して7日以内に、苦情を検討しない旨の決定をするものとする。ただし、第1号に該当することについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 苦情申立書の提出が前条第1項に規定する期間を経過後にされたものであるとき。

(2) 苦情申立書の提出をした者(以下「苦情申立人」という。)が供給者に該当しないとき。

(3) その他苦情申立書の内容が不適当であるとき。

2 委員会は、苦情を検討しない旨の決定をしたときは、苦情申立人に対し、理由を付して文書で通知するものとする。

3 委員会は、苦情を検討する旨の決定をしたときは、苦情申立人に対し、その旨を文書で通知するものとする。

(苦情処理の開始)

第4条 委員会は、苦情を検討する旨の決定をしたときは、苦情申立書の写しを知事及び苦情の対象となる県の機関(以下「関係調達機関」という。)に送付するものとする。

2 知事は、苦情申立書の写しの送付を受けたときは、当該苦情申立書の内容その他必要な事項を公示するものとする。

(執行の停止)

第5条 関係調達機関は、苦情申立書の写しの送付を受けたときは、第10条第1項の通知を受けるまでの間、特定調達契約の締結又は執行を停止するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 関係調達機関は、前項ただし書の規定により特定調達契約の締結又は執行を停止しないときは、委員会及び苦情申立人に対し、理由を付して文書で通知するものとする。

(参加人)

第6条 苦情の対象となる特定調達契約に利害関係を有する供給者は、この要領による苦情の処理に参加することができる。

2 前項の規定により苦情の処理に参加する供給者(以下「参加人」という。)は、第4条第2項の規定による公示の日の翌日から起算して5日以内に、文書により委員会に申し出なければならない。

3 前項の申出は、いつでも取り下げができる。

(報告書の提出等)

第7条 関係調達機関は、苦情申立書の写しの送付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、委員会に対し、次の事項に関する報告書を提出しなければならない。

(1) 苦情の対象となる特定調達契約に関する仕様書、入札書その他の書類

(2) 事実及び提案並びに苦情に対する回答を明記した説明文

(3) その他必要と認められる事項

2 委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、直ちに、苦情申立人及び参加人に対し、その写しを送付す

るものとする。

3 前項の報告書の写しの送付を受けた苦情申立人及び参加人は、その日の翌日から起算して7日以内に、委員会に対し、意見書を提出することができる。

4 委員会は、前項の意見書の提出を受けたときは、直ちに、関係調達機関に対し、その写しを送付するものとする。

(検討方法)

第8条 委員会は、苦情の処理について検討するときは、苦情申立人、参加人及び関係調達機関に対し、委員会に出席し、又は文書を提出することを求めることができる。

2 委員会は、証人に対して委員会に出席することを求め、又は公聴会を開催することができる。

3 苦情申立人、参加人及び関係調達機関は、委員会に出席し、その意見を述べることができる。

4 苦情申立人、参加人及び関係調達機関は、委員会に出席するときは、代理人又は補佐人を選任することができる。

5 苦情申立人、参加人及び関係調達機関は、前項の規定により代理人を選任したときは、当該代理人の権限を証する書類を委員会に提出しなければならない。

6 苦情申立人、参加人及び関係調達機関は、委員会に対し、証人を委員会に出席させ、又は公聴会を開催することを求めることができる。

(会議の非公開)

第9条 委員会が苦情の処理について検討する会議は、これを非公開とする。ただし、苦情申立人、参加人又は関係調達機関から公開とするよう申出があったときは、これを公開することができる。

(検討結果の通知)

第10条 委員会は、苦情申立書の提出を受けた日の翌日から起算して90日以内（公共事業に係る苦情にあっては、50日以内）に、苦情申立人、参加人及び関係調達機関に対し、検討の結果を文書で通知するものとする。

2 委員会は、前項の通知において、検討の結果に至った理由を明らかにするとともに、特定調達契約が協定に違反していると認めるときは、是正策を提案するものとする。

(是正の措置)

第11条 関係調達機関は、前条第1項の通知において是正策の提案を受けたときは、当該是正策を実施するものとする。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 関係調達機関は、前項ただし書の規定により是正策を実施しないときは、前条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（公共事業に係る苦情にあっては、60日以内）に、委員会並びに苦情申立人及び参加人に対し、理由を付して文書で通知するものとする。

(迅速処理の特例)

第12条 委員会は、関係調達機関又は苦情申立人から文書で苦情の迅速処理を行うよう要請を受けたときは、苦情の迅速処理を行うことができる。この場合においては、第7条第1項中「14日以内」とあるのは「6日以内」と、同条第3項中「7日以内」とあるのは「5日以内」と、第10条第1項中「90日以内（公共事業に係る苦情にあっては、50日以内）」とあるのは「45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情にあっては、25日以内）」と読み替えるものとする。

2 委員会は、前項の要請を受けたときは、直ちに迅速処理を行うか否かを決定し、関係調達機関、苦情申立人及び参加人に対し、当該決定の内容を文書で通知するものとする。

(協議による苦情の処理)

第13条 供給者は、特定調達契約が協定に違反すると認めるときは、関係調達機関に対し、解決のための協議を行いうよう申し出ることができる。

2 関係調達機関は、前項の申出に応じ、苦情の解決に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第14条 知事は、苦情の申立て及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年2月8日から施行する。

(鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領の廃止)

2 鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領（平成8年鳥取県告示第347号）は、廃止する。

(鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正)

3 鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年鳥取県告示第346号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県が行う調達であって、政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の対象となる調達に関する供給者の苦情について、鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領（平成7年12月26日決定）に基づき、「鳥取県政府調達苦情処理要領（平成12年鳥取県告示第94号）に基づき、苦情を」に改める。

第6条に次の1項を加える。

5 議事に関して利害関係を有する委員は、議事に参加することができない。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成12年2月22日

鳥取県収用委員会会長 藤原和男

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線中国東幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事

3 使用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成12年1月28日

4 使用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

| 土 地 | | | | | | 土地 所 有 者 | | 土地に關して権利を有する関係人 | | |
|-------------------------------|-------------|-----------|-----|------------------------|----------|---------------------------------------|------|-----------------|----|----|
| 所在 | 地番 | 地 目 | | 全筆の地積(m ²) | | 使用の裁決手續の開始を決定した土地の地積(m ²) | 氏 名 | 住 所 | 氏名 | 住所 |
| | | 土地登記簿上のもの | 現 況 | 土地登記簿上のもの | 実 測 | | | | | |
| 日野郡 溝口町 畠池字 谷中西 山 | 1040 -18 | 山林 | 山林 | 5,020 | 5,020.50 | 5,020.50 | 西村幸人 | 日野郡溝口町 畠池302 | なし | |
| | | | | | | | 高島 均 | 西伯郡淀江町大字淀江790-3 | | |
| | | | | | | | 永栄恵二 | 西伯郡会見町宮前446-3 | | |
| | | | | | | | 中川健作 | 米子市内町53 | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|---------------------------|--|
| | | | | | | 高橋幹夫 日野郡溝口町 焼杉342 | |
| | | | | | | 岩田武彦 西伯郡岸本町 大殿1134 | |
| | | | | | | 中川達夫 米子市大崎 282-8 | |
| | | | | | | 廣田陽子 宝塚市山本台 三丁目3-12 | |

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成12年2月22日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成12年2月25日（金）午後1時30分

2 場所

米子市末広町74

鳥取県立米子コンベンションセンター第7会議室

3 件名

特別高圧送電線中国東幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事